

---

# 役員を選任及び会長等の選定に関する規程

---

## 第1章 総則

### 第1条〔目的〕

本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）の基本規程（以下「基本規程」という）第6条第2項に基づき定めるものであり、本協会の役員を選任並びに会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定にかかる会長予定者及び次条に定義する役員等予定者の選出に関する管理・運営方法について規定し、各種手続きを適正・適切に行うことを目的とする。

### 第2条〔適用範囲〕

本規程は、本協会の役員改選期において、会長に選出される予定の者（以下「会長予定者」という）及び理事・監事・事務総長・各委員会委員長・名誉役員（以下総称して「役員等」という）に選出される予定の者（以下「役員等予定者」という）の選定までの手続きについて適用する。

### 第3条〔諸原則〕

1. 三権分立、透明性及び民主主義の諸原則は、例外なく遵守されなければならない。
2. 本規程における各種の手続き又はそれに係る機関の構成に対し、日本国政府（以下「政府」という）による介入は認められない。その結果、選挙に関する政府の規則は本協会の内部組織に適用されず、本規程はいかなる政府機関の承認も必要としない。

## 第2章 会長予定者の選出

### 第4条〔会長予定者の選出〕

1. 会長予定者は、本章の定めに従い、理事による投票に基づき選出され理事会による承認を得た者及び評議員の推薦に基づき選出され理事会による確認を得た者（以下「会長候補者」という）から、評議員会における決議によって選出する。
2. 前項において、会長候補者が複数となった場合は、本規程第18条に定める方法での決議によって会長予定者を選出し、会長候補者が1名のみとなった場合は、会長選定を行うべき年の1月の臨時評議員会において、当該候補者が会長予定者となる旨の承認の決議によって会長予定者を選出する。

## 第5条〔会長候補者の要件〕

1. 会長候補者は、次の要件を満たす者でなければならない。
  - (1) 役員の改選期の直近5年間のうち2年以上、本協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、Jリーグ、各種の連盟、リーグ、クラブ等の役員、職員、選手、審判、指導者、その他サッカーと関わりが深いと認められる立場で、サッカー界において実質的に活動し、貢献していること
  - (2) 会長として選任された場合、基本規程第9条第5項に基づき、その就任時に、満70歳未満であること
2. 前項において、次に掲げる者は、会長候補者となることができない。
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
  - (2) 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
  - (3) 刑罰法規に抵触する行為（過失犯及び交通法令違反を除く）を行なった者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
  - (5) 破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
  - (6) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者

## 第6条〔選出管理委員会〕

1. 会長予定者の選出に際しては、会長予定者選出管理委員会（以下「選出管理委員会」という）を設置し、会長予定者の選出事務等については、選出管理委員会が管理・運営する。
2. 選出管理委員会は、会長選定を行うべき年の前年の12月に開催される臨時評議員会による承認によって設置され、第31条の理事会の終結の時をもって解散する。

## 第7条〔選出管理委員〕

1. 選出管理委員会は、次の会長予定者選出管理委員（以下「選出管理委員」という）をもって構成する。
  - (1) 名誉会長
  - (2) 理事のうち3名
  - (3) 評議員のうち3名
  - (4) 本協会から完全に独立した立場の有識者2名
2. 選出管理委員会の委員長は名誉会長とする。
3. 本条第1項のうち、第2号の委員は会長選定を行うべき年の前年の12月に開催される理事会において選出し、第3号及び第4号の委員は同月に開催される臨時評議

員会において選出する。

4. 第1項における委員の選出にあたっては、前項の理事会及び評議員会よりそれぞれ理事及び評議員の中から1名の補欠を予め選出し、委員に事故がある時又は委員が会長候補者となり委員としての任務を遂行できない時は補欠として選出されたものがその任務を行うものとする。
5. 選出管理委員は、選出管理委員会の事務運営及び会長予定者の選出が円滑に行われるために必要と認められる事務手続きを行う権限を有し、義務を負う。
6. 選出管理委員は、選出管理委員会の事務手続きが全て完了し、かつ、本協会の定時評議員会及びその後の理事会において会長が選定され、就任したときをもって、選出管理委員を退任する。

#### 第8条〔選出管理委員会の職務〕

選出管理委員会は、次の職務を行う。

- (1) 理事による会長予定者の投票に関する管理及び事務
- (2) 評議員による会長予定者の推薦に関する管理及び事務
- (3) 告示に関する事務
- (4) 選挙公報に関する事務
- (5) 投票、開票に関する管理及び事務
- (6) 選挙結果の集計に関する事務
- (7) 選挙に関する広報
- (8) その他選挙に関する管理及び事務

#### 第9条〔意向表明活動〕

1. 会長立候補への意向を表明する者（以下「会長意向表明者」という）は、会長選定を行うべき年の前年の12月1日から同月に開催される臨時評議員会の日まで、別途定める「会長予定者の選出に関するガイドライン」に基づき、自身の会長立候補への意向を表明することを目的とした活動（以下「意向表明活動」という）を行うことができる。
2. 会長意向表明者は、前項の期間以外は意向表明活動を行うことはできない。
3. 意向表明活動の実施にあたっては、会長選定を行うべき年の前年の11月に開催される理事会においてその開始時期及び期間が確認されるものとする。

#### 第10条〔立候補活動〕

1. 会長候補者選出への意思を表明した者（以下「会長立候補者」という）は、会長選定を行うべき年の前年の12月に開催される臨時評議員会の終了後から翌年1月に開催される理事会の日まで、別途定める「会長予定者の選出に関するガイドライン」に基づき、理事による投票、評議員による推薦、理事会での選出決議及び確認の行為を勧めることを目的とした活動（以下「立候補活動」という）を行うことができ

る。

2. 会長立候補者は、前項の期間以外は立候補活動を行うことはできない。

#### 第11条〔理事による投票〕

1. 本協会は、会長選定を行うべき年の前年の12月に開催される理事会において、各理事に対して会長候補者の投票用紙を交付する。
2. 理事は、会長選定を行うべき年の前年の12月に開催される臨時評議員会の開催日を開始日とし、その2週間後を期日として、当該投票用紙に必要事項を記載のうえ、封書により本協会に必ず提出しなければならない。
3. この投票は、理事1人につき会長候補者1名の無記名投票とし、次の場合は、その投票を無効とする。
  - (1) 本条第2項で定められた期日を過ぎて提出があった場合
  - (2) 投票用紙に署名又は記名押印を行った場合
  - (3) 投票用紙に投票者個人を特定できる記号を記載した場合
  - (4) 投票用紙に複数名の会長候補者の氏名を記載した場合
  - (5) 投票用紙に会長候補者氏名以外の文言を記載した場合
  - (6) 本協会が交付した投票用紙以外の用紙又は方法で投票した場合
  - (7) 判読不能又は汚損された投票用紙を使用した場合
4. 投票用紙における記載の誤りは、いずれかの候補者を指すと確信を持って断定できない場合に限り、無効とする。
5. 本条第2項における各理事からの投票の結果、1名以上の得票があった者に対し、選出管理委員会は、本規程第13条に定める各種の手続きを実施する。
6. 本条第1項の理事会において交付される投票用紙は、本協会事務局において作成する。投票用紙は読みやすく明瞭に印刷されるものとする。

#### 第12条〔評議員による推薦〕

1. 本協会は、会長選定を行うべき年の前年の12月に開催される臨時評議員会において、各評議員に対して会長候補者の推薦書の書式を交付する。
2. 評議員は、前項の評議員会の開催日を開始日とし、その2週間後を期日として、当該推薦書の書式に必要事項を記載のうえ、封書により本協会に必ず提出しなければならない。
3. この推薦は、評議員1人につき会長候補者1名を推薦できるものとし、次の場合はその推薦を無効とする。
  - (1) 本条第2項で定められた期日を過ぎて提出があった場合
  - (2) 推薦書の書式に複数名の推薦する者の氏名を記載した場合
  - (3) 推薦書の書式に会長候補者として推薦する者以外の文言を記載した場合
  - (4) 本協会が交付した推薦書の書式以外の書式又は方法で投票した場合
  - (5) 判読不能又は汚損された推薦書の書式を使用した場合

4. 推薦書の書式における記載の誤りは、いずれかの候補者を指すと確信を持って断定できない場合に限り、無効とする。
5. 各評議員からの推薦書の提出の結果、7名以上の評議員からの推薦を得た者に対し、選出管理委員会は、本規程第13条に定める各種の手続きを実施する。
6. 本条第1項の評議員会において交付される推薦書の書式は、本協会事務局において作成する。推薦書の書式は読みやすく明瞭に印刷されるものとする。

#### 第13条〔選出管理委員会の業務及び手続き〕

1. 選出管理委員会は、会長選定を行うべき年の1月に2回開催する。
2. 前項のうち、最初に開催される選出管理委員会は、次の業務及び手続きを行う。
  - (1) 本規程第11条に定める理事による投票用紙を開封し、その内容を確認のうえ、投票結果を集計する。各理事からの投票の結果、1名以上の得票があった者は、会長候補者の対象者となる。
  - (2) 本規程第12条に定める評議員による推薦書を開封し、その内容を確認のうえ、結果を集計する。なお、この開封作業は前号の理事による投票の開封作業と同時に行う。各評議員からの推薦書の提出の結果、7名以上の推薦を得た者は、会長候補者の対象者となる。
  - (3) 前各号の集計結果に基づく会長候補者の対象者に対して書面で連絡し、会長候補者となることについての意思確認書類及び本規程第5条に定める要件を満たしているかについての確認（以下「要件審査」という）に必要な書類（誓約書等）の提出を請求する。
3. 本条第1項のうち、2回目に開催される選出管理委員会は、次の業務及び手続きを行う。
  - (1) 会長候補者となることについての意思確認
  - (2) 要件審査
  - (3) 会長候補者リストの作成
4. 前項第1号において、会長候補者の対象者に対する意思確認を行う際、本人に対してその得票数のみを開示することとし、他の会長候補者の対象者の有無及びその得票数についてなど、本人に関するもの以外の情報は非開示とする。
5. 選出管理委員会は、本条の業務及び事務手続き終了後、速やかに理事会に会長候補者リストを提出する。

#### 第14条〔理事会による会長候補者の選出〕

1. 理事会は、会長選定を行うべき年の1月に開催される理事会において、前条により選出管理委員会から提出された会長候補者リストに基づいて、理事により投票された者のうちから1名を理事会からの会長候補者として選出する。

2. 前項における理事会からの会長候補者の選出にあたっては、理事による投票の最多得票者を選出する決議を行い、これが否決された場合は、順次、次点の得票者を選出する決議を行う。
3. 前項において、最多得票者が複数となった場合は、理事会の決議により、理事会からの会長候補者1名を選出する。
4. 理事会は、会長候補者1名を選出した後、前条により選出管理委員会から提出された会長候補者リストに基づいて、評議員により推薦された者を確認する。
5. 理事会は、本条第3項において選出した理事会からの会長候補者及び第4項において確認した評議員により推薦された会長候補者を、即日、選出管理委員会に報告する。

#### 第15条〔会長候補者の告示〕

前条第5項において、理事会より会長候補者が報告された後、選出管理委員会は、即日、各評議員に対してその告示を行う。

#### 第16条〔選挙公報〕

会長候補者の告示後、選出管理委員会は、各候補者の氏名、経歴、構想等を記した選挙公報を速やかに発行する。

#### 第17条〔選挙活動〕

1. 会長候補者は、会長候補者の告示から評議員による選出の日まで、別途定める「会長予定者の選出に関するガイドライン」に基づき、評議員による選挙の投票での決議もしくは評議員会による承認の決議の行為を勧めることを目的とした活動（以下「選挙活動」という）を行うことができる。
2. 会長候補者は、前項の期間以外は選挙活動を行うことはできない。

#### 第18条〔評議員による選挙〕

1. 会長候補者が複数となった場合は、会長選定を行うべき年の1月に開催される臨時評議員会において実施される評議員による選挙の投票での決議によって会長予定者1名を選出する。
2. 前項の臨時評議員会における投票開始前に、会長候補者が各自プレゼンテーションを行う機会を設ける。
3. 本条第1項の臨時評議員会において、各評議員は、1人につき1票の無記名投票を行い、選出管理委員会による開票及び集計を行う。
4. 前項において、臨時評議員会を欠席した評議員は、投票を行うことはできない。
5. 本条第3項の開票にあたっては、投票箱が開けられた後、選出管理委員会は投票用紙の数を声に出して数え、投票の有効性を確認する。投票用紙の数が、発行された投票用紙の数と等しいかそれ未満の場合、投票は有効であるものとし、投票用紙の

数が、発行された投票用紙の数を上回る場合、選出管理委員会は投票の無効を宣言し、上述の手続きに従って直ちに再投票を行う。

6. 投票用紙の数を確認した後、選出管理委員会は、続いて、各候補者に投じられた票数を計算するものとし、出席した評議員の過半数を得票した会長候補者が会長予定者となる。
7. 集計が終了し確認されたら、選出管理委員会の委員長は、結果を正式に発表する。
8. この投票に際して、次の場合はその投票を無効とする。
  - (1) 投票用紙に署名又は記名押印を行った場合
  - (2) 投票用紙に投票者個人を特定できる記号を記載した場合
  - (3) 投票用紙に複数名の会長候補者の氏名を記載した場合
  - (4) 投票用紙に会長候補者氏名以外の言葉を記載した場合
  - (5) 選出管理委員会が交付した投票用紙以外の用紙又は方法で投票した場合
  - (6) 判読不能又は汚損された投票用紙を使用した場合
9. 投票用紙における記載の誤りは、いずれかの会長候補者を指すと確信を持って断定できない場合に限り、無効とする。
10. 出席した評議員の過半数を得票する会長候補者がいなかった場合は、最少得票者を除いて再度の投票を行うものとし、以降、過半数得票者が出るまでこれを繰り返す。

#### 第19条〔投票用紙〕

選出管理委員会は、前条第3項における投票に使用する投票用紙を作成する。投票用紙は読みやすく明瞭に印刷されるものとする。

#### 第20条〔投票箱〕

1. 選出管理委員会は、投票手続きの開始に先立ち、票を回収するための投票箱を開けて評議員に提示する。投票箱は、原則として透明とし、提示後に投票箱を閉め、選出管理委員の目が届く場所に設置する。
2. 選出管理委員会は、評議員による投票中、投票箱を監視する。

#### 第21条〔投票ブース〕

選出管理委員会は、投票資格を持つ評議員が、他者の目に触れずに投票用紙に記入するための投票ブースを設置する。

#### 第22条〔定時評議員会及び理事会における承認〕

会長予定者は、会長予定者として選出された後、その年の定時評議員会において理事に選出され、かつ、当該定時評議員会の後に開催される理事会において会長に選定されることにより、正式に会長に就任する。

### 第3章 役員等予定者の選出

#### 第23条〔役員等推薦委員会〕

1. 第2章の規定に従い会長予定者が選出された後、次期役員等の選出に関しては、会長選定を行うべき年の2月に役員等推薦委員会を設置し、次期役員等の選出事務等について、役員等推薦委員会が管理・運営する。
2. 役員等推薦委員会は、会長選定を行うべき年の1月に開催される臨時評議員会による承認によって設置され、第31条の理事会の終結の時をもって解散する。

#### 第24条〔役員等推薦委員〕

1. 役員等推薦委員会は、次の役員等推薦委員をもって構成する。
  - (1) 会長予定者
  - (2) 理事のうち3名
  - (3) 評議員のうち3名
  - (4) 本協会から完全に独立した立場の有識者2名
2. 役員等推薦委員会の委員長は会長予定者とする。
3. 本条第1項第2号の委員の選出にあたり、会長予定者と現行の会長が異なる場合は、当該委員に現行の会長を含めるものとし、同一の場合は、その他の理事より3名を選出するものとする。
4. 本条第1項のうち、第2号の委員は会長選定を行うべき年の1月に開催される理事会において選出し、第3号及び第4号の委員は同月末に開催される臨時評議員会において選出する。
5. 前項における委員の選出にあたっては、理事会及び評議員会よりそれぞれ理事及び評議員の中から1名の補欠を予め選出し、委員に事故がある時又は委員が会長予定者となり委員としての任務を遂行できない時は補欠として選出されたものがその任務を行う。
6. 役員等推薦委員は、役員等推薦委員会の事務運営及び役員等予定者の選出が円滑に行われるために必要と認められる事務手続きを行う権限を有し、義務を負う。
7. 役員等推薦委員は、役員等推薦委員会の事務手続きが全て完了し、かつ、本協会の定時評議員会及びその後の理事会において会長が選定され、就任したときをもって、役員等推薦委員を退任する。

#### 第25条〔役員等推薦委員会の職務〕

1. 役員等推薦委員会は、次の職務を行う。
  - (1) 理事会に対して推薦する次期役員等予定者の資格審査に関する管理及び事務
  - (2) 理事会に対して推薦する次期役員等予定者の選出に関する管理及び事務
  - (3) 前2号に関する議案の理事会への付議に関する事務



(4) その他選出に関する事務

2. 前項において、役員等推薦委員会が選出する次期役員等予定者は次のとおりとする。

- (1) 会長以外の理事予定者
- (2) 監事予定者
- (3) 事務総長予定者
- (4) 各委員会の委員長予定者
- (5) 名誉役員予定者

## 第26条〔理事の構成〕

基本規程第4条第1項第1号において規定する理事の構成は下表に掲げるものとし、前条第2項第1号により役員等推薦委員会が選出する理事予定者は、このうち会長を除く「JFA選出理事」とする。

	役職	構成	備考
1	会長	JFA選出理事①	評議員会による決議
2	副会長1	JFA選出理事②	フットボール(強化・育成・指導関連)担当
3	副会長2	JFA選出理事③	国際担当(常設委員会委員長)
4	副会長3	組織選出理事(1)	Jリーグにて選出(チェアマン)
5	専務理事	JFA選出理事④	管理・事業担当(常設委員会委員長)
6	常務理事1	JFA選出理事⑤	常設委員会委員長
7	常務理事2	組織選出理事(2)	9地域にて選出
8	常務理事3	組織選出理事(3)	Jリーグにて選出
9	理事1	組織選出理事(4)	9地域にて選出
10	理事2	組織選出理事(5)	9地域にて選出
11	理事3	組織選出理事(6)	9地域にて選出
12	理事4	組織選出理事(7)	9地域にて選出
13	理事5	組織選出理事(8)	9地域にて選出
14	理事6	組織選出理事(9)	9地域にて選出
15	理事7	組織選出理事(10)	9地域にて選出
16	理事8	組織選出理事(11)	9地域にて選出
17	理事9	組織選出理事(12)	JリーグにてJクラブから選出
18	理事10	JFA選出理事⑥	常設委員会委員長
19	理事11	JFA選出理事⑦	常設委員会委員長
20	理事12	JFA選出理事⑧	常設委員会委員長
21	理事13	JFA選出理事⑨	常設委員会委員長
22	理事14	JFA選出理事⑩	常設委員会委員長
23	理事15	JFA選出理事⑪	有識者

### 上記に定める常設委員会の種類

1. 財務委員会	6. フットサル委員会
2. 審判委員会	7. 国際委員会
3. 技術委員会	8. 法務委員会
4. 女子委員会	9. 医学委員会
5. 競技会委員会	

## 第27条〔組織選出理事〕

1. 前条に掲げる理事のうち、「組織選出理事」については、予め定められた期日までに各組織において理事の選出を行い、役員等推薦委員会に通知する。
2. 役員等推薦委員会は、前項により通知された「組織選出理事」全員について資格審査を行う。

## 第28条〔役員等推薦委員会の決議〕

1. 役員等推薦委員会の決議は、役員等推薦委員の総数の過半数をもって行う。
2. 前項の決議は、第25条第2項に定める役員等予定者につき、1名ずつこれを行う。
3. 役員等推薦委員会は、前項の決議成立後、速やかに理事会に役員等予定者リストを提出する。

## 第29条〔理事会の承認〕

理事会は、前条において役員等推薦委員会より提出された役員等予定者リストについて協議し、承認の決議を行った後、速やかに評議員会に役員等予定者を通知する。

## 第30条〔評議員会による選任〕

本評議員会は、基本規程第6条第1項に基づき、理事会より通知された役員等予定者の候補者における次の者の選任について協議し、決議を行う。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 事務総長

## 第31条〔理事会による選定〕

前条の評議員会後に開催される理事会は、評議員会において選任された役員を含め、以下に掲げる者を選定する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 常務理事
- (5) 代表理事
- (6) 業務執行理事
- (7) 監事
- (8) 事務総長
- (9) 各委員会の委員長
- (10) 名誉役員

## 第32条〔文書保管〕

選出管理委員会及び役員等推薦委員会は、会長の選定が終了した後、関連する全ての公式文書を本協会事務局に引き渡すものとし、本協会事務局はこれを10年間保管しなければならない。

## 第33条〔違反行為に対する懲罰〕

本規程及び「会長予定者の選出に関するガイドライン」に定める活動につき不正行為や違反行為があったことが疑われる場合は、本協会懲罰規程に従い、裁定委員会がその職権で調査・審議し、懲罰を決定する。

#### 第34条〔不服申立の手続き〕

1. 本規程に規定する、役員を選任及び会長等の選定に関する手続き及び決定に関して、前条において裁定委員会が決定した懲罰についての不服申立は、基本規程第12章に従う。
2. 前項を除く、本規程に規定する、役員を選任及び会長等の選定に関する手続き及び決定についての不服申立は、基本規程第13章に従う。

#### 第35条〔その他〕

1. 会長候補者もしくは会長予定者が欠けたとき又は事故があるときは、その対応について、評議員会の協議により議事を決することができる。
2. その他、役員を選任及び会長等の選定において、緊急の事案もしくは疑義が生じたときは、その対応について、評議員会の協議により議事を決することができる。

#### 第36条〔改正〕

本規程の改正は、評議員会の決議を経て、これを行う。

#### 第37条〔施行〕

本規程は、2015年3月29日から施行する。